

# 熊本県公報

第 1 0 8 9 2 号  
平成 14 年 9 月 30 日 ( 月 )  
( 毎 週 月 ・ 水 ・ 金 発 行 )

## 目 次

規 則	
熊本産業展示場条例施行規則の一部を改正する規則	( 商工政策課 ) 2
熊本県農業公園条例施行規則の一部を改正する規則	( 農 政 課 ) 2
熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	( 人 事 課 ) 2
熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則	( 文化企画課 ) 2
くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則	( 県民生活総室 ) 2
告 示	
平成 15 年度老人福祉施設等の設置に係る事前協議書の提出期限	( 高齢保健福祉課 ) 3
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領	( 会 計 課 ) 3
熊本県学校医、学校歯科医の公務災害補償に関する条例(昭和 34 年熊本県条例第 44 号)第 15 条第 2 項第 2 号並びに熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和 62 年熊本県規則第 28 号)第 2 条及び第 3 条並びに熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成 2 年熊本県教育委員会規則第 22 号)第 2 条及び第 3 条の知事が定める率	( 人 事 課 ) 3
熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第 4 条の 2 及び第 4 条の 3 の知事が定める額	( " ) 5
熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 2 条第 3 項及び第 5 項の知事が定める額	( " ) 5
悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正	( 環境保全課 ) 5
公 告	
土地改良区役員の退任及び就任	( 農村計画課 ) 6
土地改良区役員の退任	( " ) 6
開発行為に関する工事の完了	( 建 築 課 ) 6
争議行為の予告	( 労働雇用課 ) 7
訓 令	
熊本県人権センター設置規程	( 人 事 課 ) 7

### 本号で公布された規則のあらまし

熊本産業展示場条例施行規則の一部を改正する規則  
 ( 1 ) 熊本産業展示場に動物を持ち込む場合は、あらかじめ知事の承認を要するが、身体障害者補助犬を同伴して来場する場合は、この事前承認の対象外とすることとした。(第 9 条第 2 号関係)  
 ( 2 ) この規則は平成 14 年 10 月 1 日から施行することとした。

熊本県農業公園条例施行規則の一部を改正する規則  
 ( 1 ) 熊本県農業公園において、身体障害者補助犬を同伴しての利用の円滑化を図るため、熊本県農業公園への入園の制限に関し、身体障害者補助犬を除くこととした。  
 ( 2 ) 施行日  
 平成 14 年 10 月 1 日から施行することとした。

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則  
 ( 1 ) 別表第 1 本庁の欄に、センター長を設置することとした。  
 ( 2 ) この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行することとした。

熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則  
 ( 1 ) 熊本県立劇場において、身体障害者補助犬を同伴しての利用の円滑化を図るため、熊本県立劇場の使用者等の遵守事項に関し、身体障害者補助犬を除くこととした。  
 ( 2 ) 施行日  
 この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行することとした。

くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則  
 ( 1 ) くまもと県民交流館では動物の持ち込みの禁止を、盲導犬等身体障害者を補助する犬に限って解除しているが、身体障害者補助犬法が施行されることに伴い、関係規定を整理することとした。

( 2 ) この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行することとした。

規 則

熊本産業展示場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 78 号

熊本産業展示場条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本産業展示場条例施行規則(平成 9 年熊本県規則第 21 号)の一部を次のように改正する。  
第 9 条第 2 号中「動物」を「動物(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条に規定する身体障害者補助犬(同法第 12 条第 1 項の規定による表示をした犬に限る。))を除く。」に改める。

附 則

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

熊本県農業公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 79 号

熊本県農業公園条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県農業公園条例施行規則(平成 3 年熊本県規則第 39 号)の一部を次のように改正する。  
第 11 条第 3 号中「動物」を「動物(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条に規定する身体障害者補助犬(同法第 12 条第 1 項の規定による表示をした犬に限る。))を除く。」に改める。

附 則

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 80 号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の職の設置に関する規則(昭和 31 年熊本県規則第 59 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 本庁の欄中「室長」を「室長  
センター長」に改める。

附 則

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 81 号

熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県立劇場条例施行規則(昭和 57 年熊本県規則第 60 号)の一部を次のように改正する。  
第 12 条第 1 項第 2 号中「動物」を「動物(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条に規定する身体障害者補助犬(同法第 12 条第 1 項の規定による表示をした犬に限る。))を除く。」に改める。

附 則

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 82 号

くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則

くまもと県民交流館条例施行規則(平成 14 年熊本県規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 号中「動物(盲導犬等身体障害者を補助する犬を除く。)」を「動物(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条に規定する身体障害者補助犬(同法第 12 条第 1 項の規定による表示をした犬に限る。))を除く。」に改める。

附 則

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 741 号

平成 15 年度老人福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項(平成 14 年熊本県告示第 504 号)別表 2 事前協議書提出期限の欄中知事が別に定める日時を平成 14 年 10 月 31 日午後 5 時と定め、告示の日から施行する。

平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 742 号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領  
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領(昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「 肥後銀行八代駅前支店	九州労働金庫八代支店	」を
「 肥後銀行八代駅前支店	九州労働金庫八代支店	」に改め、
肥後銀行鏡支店	熊本県信用組合鏡支店	
「 肥後銀行牛深支店	天草信用金庫牛深支店	」を
「 肥後銀行牛深支店	天草信用金庫牛深支店 熊本県信用組合牛深支店	」に改める。

別表第 2 肥後銀行鏡支店の項及び肥後銀行牛深支店の項を削る。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。ただし、別表第 1 中肥後銀行八代駅前支店の項を改める改正規定及び別表第 2 肥後銀行鏡支店の項を削る改正規定は、平成 14 年 11 月 11 日から施行する。

熊本県告示第 743 号

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和 34 年熊本県条例第 44 号)第 15 条第 2 項第 2 号並びに熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和 62 年熊本県規則第 28 号)第 2 条及び第 3 条並びに熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成 2 年熊本県教育委員会規則第 22 号)第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を次のように定め、平成 13 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成 2 年 10 月から平成 13 年 3 月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成 2 年 12 月 22 日から平成 13 年 3 月 31 日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

なお、平成 5 年 5 月 17 日告示第 412 号、平成 5 年 5 月 24 日告示第 435 号及び平成 5 年 5 月 26 日告示第 438 号は、廃止する。

平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

